

いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

豊橋市立豊城中学校

豊橋市立豊城中学校

いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方

1 基本理念

全ての子どもたちが安心して生活を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、社会全体で取り組むために以下のとおり基本理念を定めます。

「いじめをしない・させない・見逃さない」

2 施策の基本方向

(1) いじめの未然防止

いじめの問題を根本的に克服していくためには、全生徒を対象とした、いじめの未然防止に取り組むことがなによりも重要です。そのため、生徒はもちろんのこと、教職員をはじめ関係者が一体となって、いじめを生まない風土をつくることが不可欠です。

① 生徒の居場所づくりと絆づくり

学校では、いじめを生まない風土をつくるため、生徒が自己存在感をもって安心して過ごすことのできる「居場所づくり」を進めます。そして、授業や学校行事の中で、自己有用感をベースとして、互いを認め合う人間関係を築けるような場面を作ることで、生徒どうしの「絆づくり」を進めます。

② 「いじめを許さない」という意識の徹底

「いじめを許さない」という意識を生徒の中に浸透させ、いじめの四層構造における「観衆」「傍観者」が「仲裁者」となり、自分たちの集団にあるいじめを、自分たちの手で解消していこうとする自浄力を高めます。

③ いじめを助長させない大人の意識

教職員をはじめとする大人は、自身の言動が、生徒の心に大きな影響を及ぼすことがあることを常に意識して行動します。大勢の前で、特定の生徒にとって負のイメージとなる言動をしたり、冷やかしたりしない。なぜならば、生徒のいじめを助長する場合がありますからです。

④ いじめ問題に対する地域連携

いじめ防止基本方針について周知し、いじめ問題に対する取り組みの重要性について市民全体に認識を広めます。そして、市、学校、家庭、地域が一体となっていじめの未然防止の啓発活動を進めます。

(2) いじめの早期発見

いじめへの迅速な対処の第一歩であり、大人が連携して、生徒の変化に気づく力を高めることが必要です。そのため、わずかな兆候であっても事案を軽視することなく、いじめではないかとの視点をもって、早い段階から情報収集に努め、的確にいじめを認知する環境づくりを心がけます。

① 生徒のわずかな異変に気づく敏感な感性

生徒は、「報復をされる」「保護者に心配をかけたくない」などの理由でいじめられた事実を話さないばかりか、ときには事実を否定することもあります。全教職員が、なにげない生徒の言動からわずかな異変に気づく感性を磨くとともに、生徒のどのような話も受け止め対応します。

② 相談しやすい雰囲気づくり

いじめに気づいたまわりの生徒が「観衆」「傍観者」になることは、いじめを助長し、いじめに加担しているのと同じであるとの認識をもたせます。そして、集団のいじめをなくし、いじめられている生徒を守るための「仲裁者」となり、担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員や保護者に相談しやすい雰囲気づくりに努めます。

③ 組織で対応する教職員集団づくり

いじめや生徒の異変に気づいた教職員が一人で抱え込まず、早い段階から教職員間で情報を共有し、支え合える協働的な指導体制を整えます。生徒の様子について、気軽に話題にできる風通しのよい教職員集団づくりに努めます。事案によっては教育相談室などの関係機関との連携をとります。

(3) いじめの早期対応

いじめが確認された場合、学校はいじめを受けた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った生徒に対しても適切に指導します。こうした一連の対応を迅速に行うための体制強化を図ります。

① 迅速で慎重な事実確認

いじめの疑いを認知した場合、教職員はいじめられている生徒の立場に立って、受容的な姿勢で話を聞き、迅速に対応します。いじめに対する関係生徒の認識には、それぞれ「ずれ」があることを理解したうえで、伝聞情報に惑わされないよう、慎重に事実を確認します。

② 生徒の安全確保

いじめられている生徒といじめの行為を相談してきた生徒の安全を最優先することを心がけて対応します。特に、いじめを相談したことにより、いじめがエスカレートしたり、新たないじめが起きたりしないよう、きめ細かな見守りを継続します。

いじめは加害者と被害者の立場が入れ替わって、いじめをした生徒が逆にいじめられることがあり得るため、いじめた側の見守りにも十分配慮します。

③ 組織的な対応

いじめに関わった生徒からの聞き取りは、「いじめ防止対策組織」で分担するなど、組織的に対応を行います。ふだんから教職員一人一人が、いじめを把握した場合の対処について共通理解をします。また、各学校で小委員会を設けるなどして、組織的かつ迅速な対応を可能とする体制を整備します。

④ 家庭への情報提供

確認できた事実については、該当する生徒の保護者に対して迅速に伝えることを原則とします。いじめられている生徒の保護者には、今後の指導方針について説明責任を果たすとともに、指導のプロセスや結果について報告します。

⑤ 警察との連携

確認されたいじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じる恐れのあるときは、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で早期に警察に相談・通報し、連携して対応します。

いじめは、必ずしも学校内で起きるとは限らず、学校外でも起こり得ることを想定し、事案に応じて的確に対応していきます。

第2章 いじめ防止等に向けた学校の取り組み

1 学校いじめ防止基本方針の策定

国の基本方針と市基本方針を参酌し、本校としてどのようにいじめ防止等の取り組みを行うかについて、基本的な方向や取り組みの内容を、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。

「学校基本方針」の具体的な内容としては、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、重篤ないじめへの対処等、いじめ問題全体に関わる内容となります。

2 PDCAサイクルによるいじめが生まれにくい風土づくり

まだ顕在化していないものの、この先いじめにつながりかねない問題まで積極的に発見しようと試みます。そこで明らかになった課題を解決に導く教育課程の策定と実行、その結果を定期的に点検します。そのうえで、この一連の過程を見直す作業、そしてこれらを繰り返すPDCAサイクルによる取り組みを進めます。

学校評価においても、こうした点を踏まえた目標を設定し、具体的な進捗状況や達成状況を評価しつつ、評価結果をもとに取り組みの見直しや改善を図ります。

3 学校における対策組織の充実

いじめ防止等の対策を行う「いじめ防止対策委員会」を設置します（既存の「生活サポート委員会」をこれに充てることもあります）。事案によっては教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等心理や福祉の専門家、教員、警察官経験者等の地域人材を活用します。それぞれの役割や専門性を発揮して、解決に向けて組織的、実効的に取り組みます。

【組織の役割】

「いじめ防止対策組織」では、学校が組織的にいじめの防止等に取り組むにあたり、以下のような役割を担います。

《いじめの未然防止に関して》

- ◆ 基本方針に基づく取り組みや、具体的な教育課程の策定・実行・検証・修正
- ◆ いじめの相談、通報の窓口

《いじめが発生した場合》

- ◆ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に関わる情報の収集と記録
- ◆ 問題の解決に向けた具体的な方策の検討、実行
- ◆ 保護者、関係機関との連携によるいじめを受けた生徒への継続した支援

4 いじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組み

《未然防止》

- (1) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、全生徒が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開していきます。
- (2) 「わかる授業」づくりに努め、生徒の個性や能力に応じた教育活動を展開することにより、いじめを生まない人間関係や学級・学校風土をつくります。
- (3) 道徳教育や人権教育を軸に、さまざまな教育活動を通して、仲間づくりを行い、思いやりの心を育成します。
- (4) 認め合い、高め合う温かい学級集団づくりに取り組みます。生徒たちが主体的に取り組める活動を展開し、達成感や成功体験を味わうことで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育成します。
- (5) 生徒に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、自主的、主体的な活動による「自浄力」を高めます。
- (6) 「性的マイノリティ」とされる生徒は、自身の状態を秘匿している場合が多い。教職員が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすとともに、性別に関わる冗談やからかいを慎みます。

《早期発見》

- (1) 生徒の心身の状況や変化を的確につかむ健康観察を行います。また、生徒との交流を大切にし、生活日記や、個人面接、休み時間中の雑談等、日頃から生徒に寄り添う姿勢をもち、保護者とも信頼関係を築きます。
- (2) 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人一人の生徒を見守り、情報を共有します。そのため、特に学年内での報告・連絡・相談・確認を重視します。
- (3) 定期的に行う「生活アンケート」の質問項目は、いじめに特化せず、生活全てを捉えるものとするので生徒の実態把握に努めます。
- (4) 定期的な面接だけでなく、教職員が常に生徒の話に耳を傾ける姿勢を保ち、養護教諭やスクールカウンセラー等を含め、生徒の相談にすぐに応えられるよう、教育相談機能の向上に努めます。
- (5) 生徒の発達段階に応じて教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け、研修会などを実施します。

また、インターネットやSNSによるいじめ、下校後のいじめなど見えにくいいじめにも注意を払います。更に、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てます。

《早期対応》

- (1) いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開き、組織で対応します。多方面からの情報を収集、整理することで、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図ります。そして、いじめを受けた生徒への支援と、いじめを行った生徒の指導を分担し、担任など特定の教職員へ負担がかからないよう留意します。

いじめを受けた生徒への支援	いじめを行った生徒への指導
<ul style="list-style-type: none">・ もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。・ 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法・休み時間の過ごし方等）を立てます。・ 心のケアや登下校・休み時間の見守り等、安全で安心できる環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none">・ 事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝えます。・ 安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、誠意をもって謝罪できるように指導します。・ いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動を継続的に行い、自らの生き方を考えさせます。

- (2) いじめを通報・相談した生徒のプライバシーを確実に守ります。教職員にいじめを通報・相談した生徒の行動を認め、その生徒の安全を確保するための取り組みを徹底します。
- (3) 周囲の生徒に対しては、自分事として問題を捉えさせ、いじめの傍観者にならず、いじめ問題の解決に向けた勇気をもてるようにします。
- (4) 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら対応します。また、関係機関との連携も視野に入れて対応します。

5 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

生徒の自殺・重大事態につながる可能性がある場合は、教職員の対応が当該生徒に刺激を与えることがないように留意し、迅速に対応します。

- (1) 校長のリーダーシップの下、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開きます。「子どもの自殺予防マニュアル」（平成25年度豊橋市教育委員会策定）に基づき、事実関係や今後の方針についての情報を共有します。
- (2) 直ちに本市教育委員会に報告して情報を共有します。その後、連携して対応します。
- (3) 全教職員が危機感をもって速やかに当該生徒の見守り体制を構築するとともに、家庭や関係機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー各種相談機関等との連携を図ります。

6 家庭の取り組み

(1) 学校への相談

わが子がいじめを受けていると訴えた場合や、その疑いがある場合には、速やかに学校に相談しましょう。

(2) 思いやりの心や規範意識の醸成

保護者は、わが子がいじめを行うことがないように、思いやりの気持ちや規範意識を育む必要があります。いじめを行う子どもは、心に悩みやストレスを抱えていると言われています。保護者は、さまざまな要因から少しずつ蓄積されるわが子のストレスに目を向け、日々の会話や日常生活の中でその解消に努めましょう。

(3) 「観衆」「傍観者」とならない指導

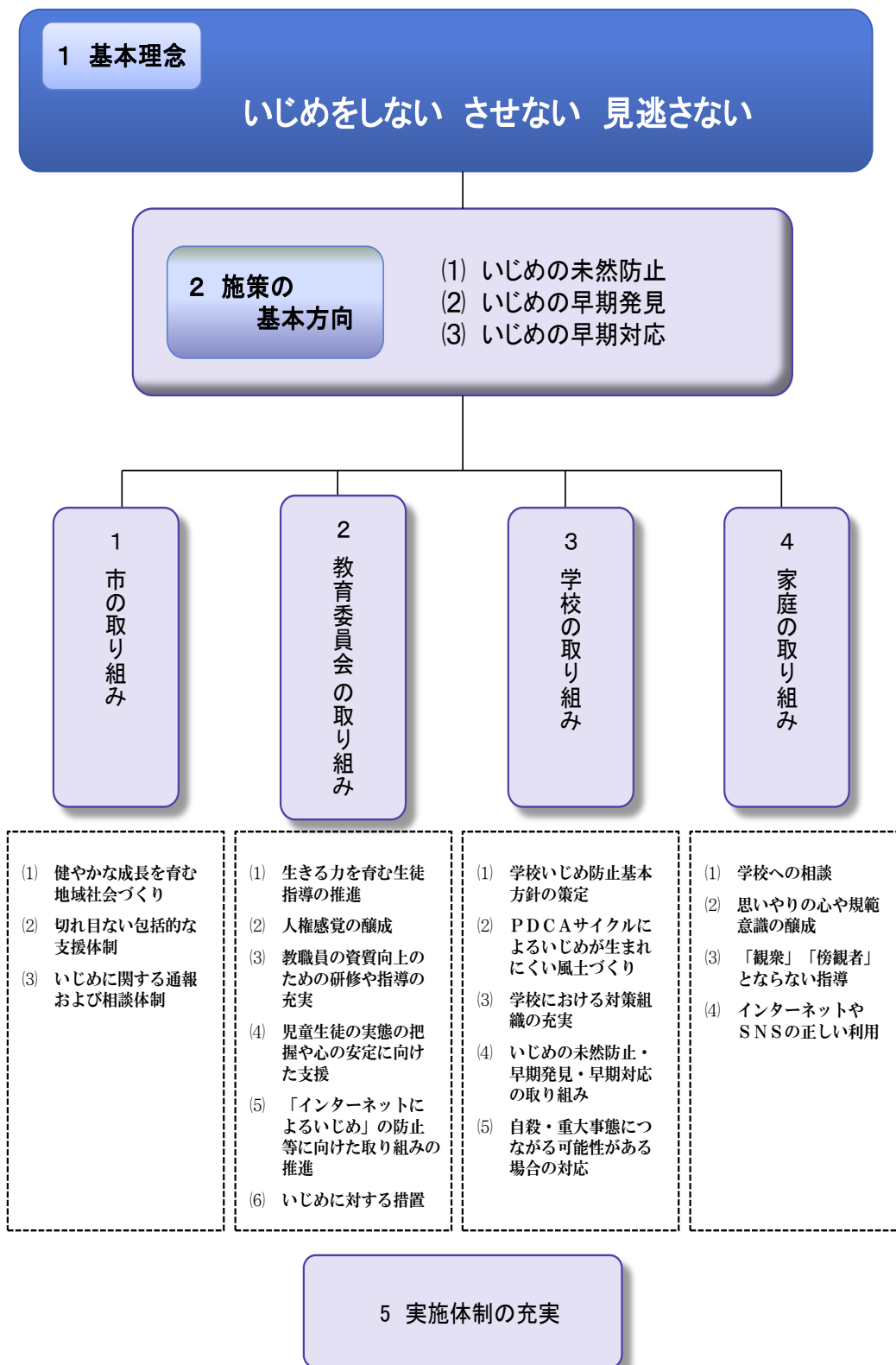
日頃から、わが子に対して誰もがいじめの加害者にも被害者にもなり得る可能性があることを自覚させましょう。いじめに加担したり、見て見ぬふりをしたりすることがないように言い聞かせましょう。

(4) インターネットやSNSの正しい利用

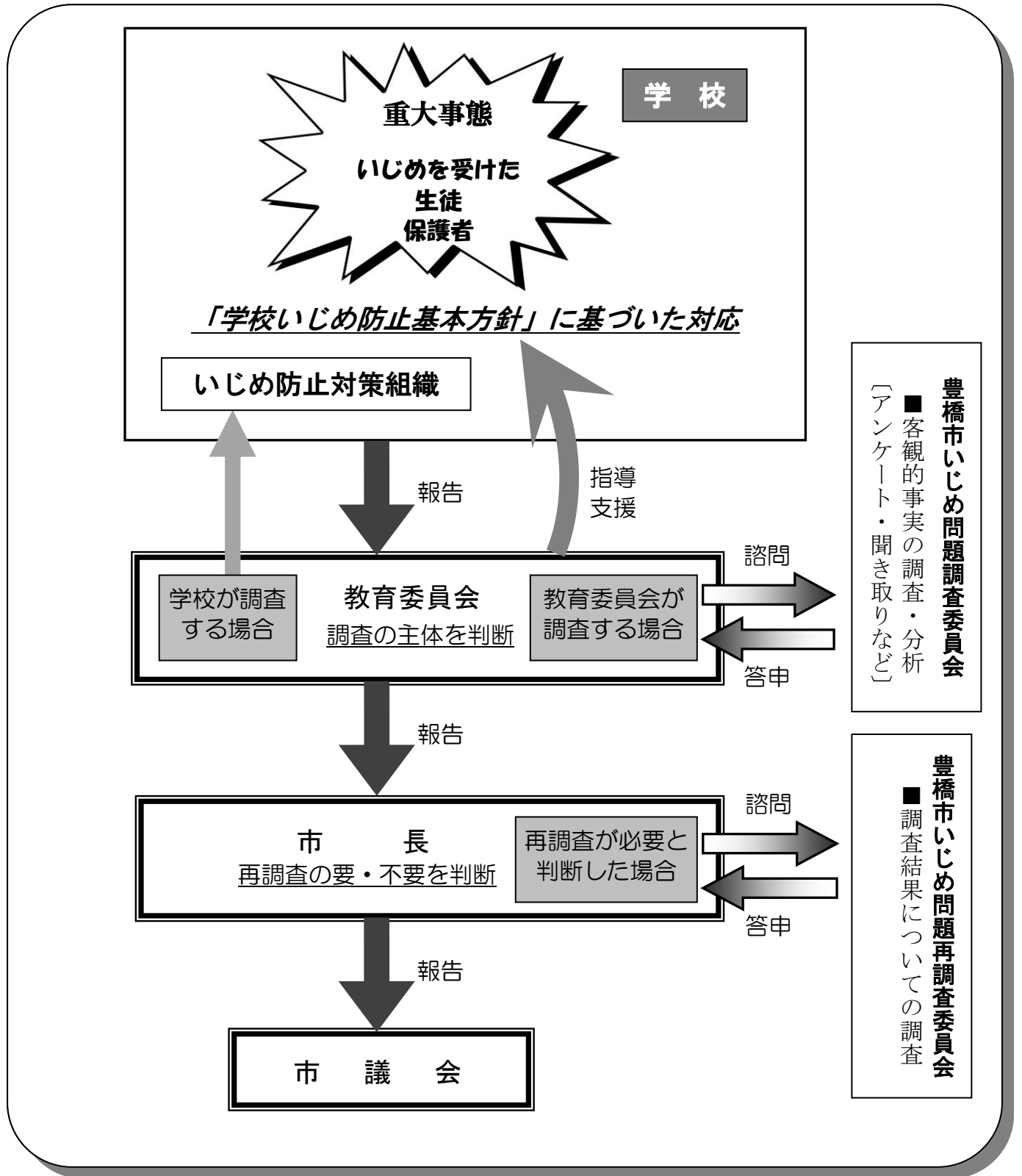
インターネットやSNS上でのいじめについては、学校で把握することは困難なため、保護者が見守る必要があります。

わが子にスマートフォンなどインターネットやSNSが利用できるメディアをもたせる場合は、必ず親子で話し合しましょう。お互いが納得できる約束を決めるとともに、日頃からインターネットやSNSの正しい使い方などを家庭内の話題にしていきましょう。

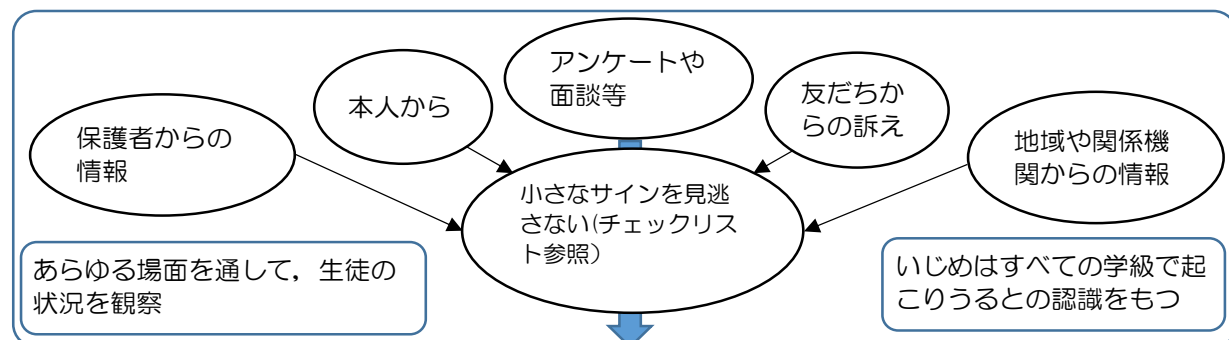
基本方針の体系図



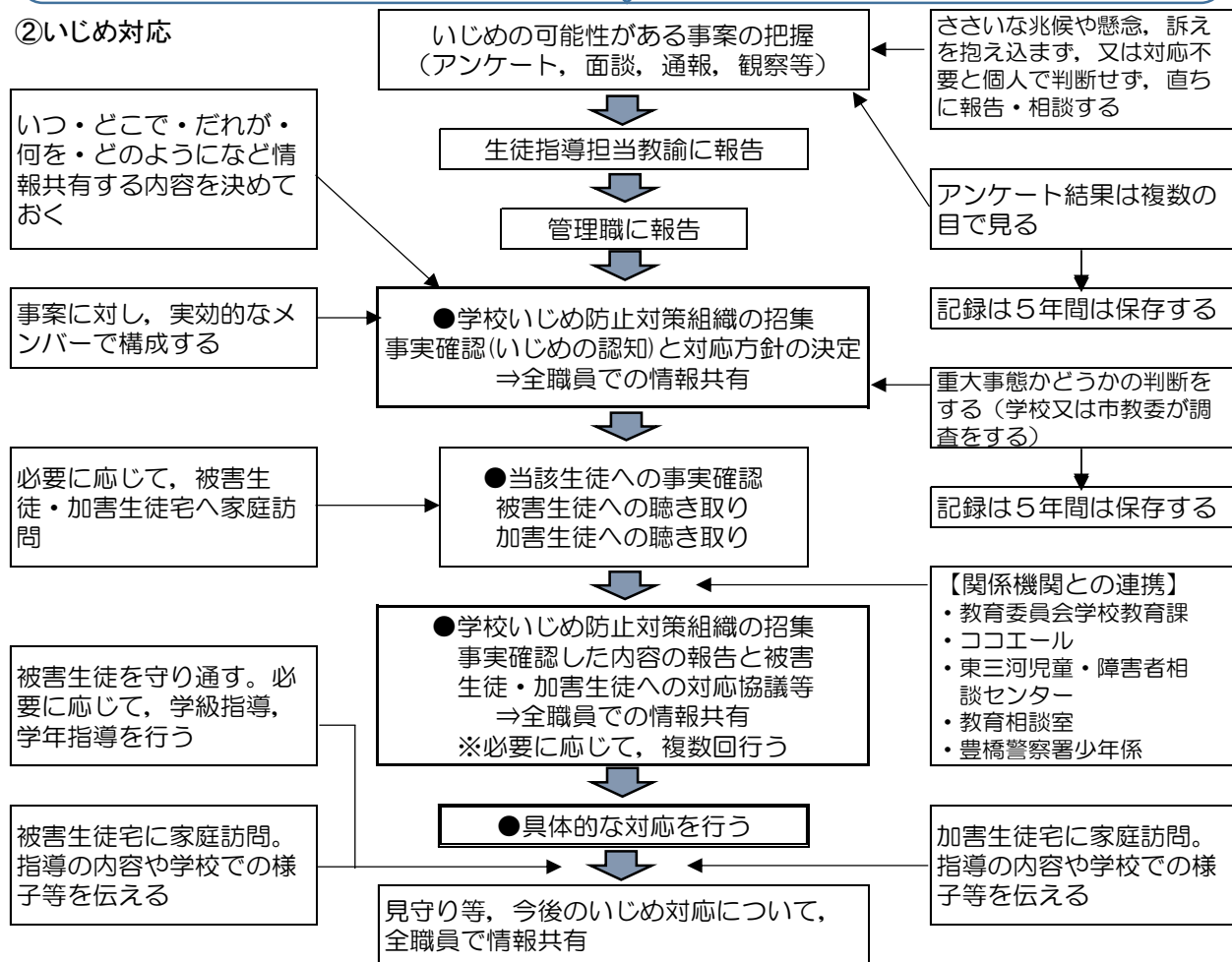
いじめによる重大事態への対処に関するフロー図



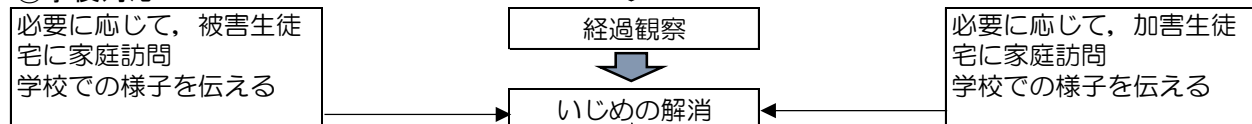
①いじめの発見



②いじめ対応



③事後対応



【いじめ解消の判断】 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。
止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
被害生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

いじめ防止年間指導計画

豊橋市立豊城中学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修等	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止組織の立ち上げ 入学式・始業式で周知 相談窓口等の周知 いじめ防止対策委員会(毎月・臨時に開催) 											
	<p style="text-align: center;">学校いじめ防止基本方針が機能しているか、PDCAサイクルによる検証</p>											
未然防止	<p style="text-align: center;">学級づくり・人間関係づくり・学校行事やさまざまな体験活動・道徳教育等の充実・わかる授業の実践</p>											
	<ul style="list-style-type: none"> 学年集会で周知 授業参観 	<ul style="list-style-type: none"> 学校公開週間 	<ul style="list-style-type: none"> 学級面談(2) 	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会による啓発活動 学校ののちの日の取り組み ネットモルの講演会 	<ul style="list-style-type: none"> 学校公開週間 生徒による啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> 学校公開週間 	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会による啓発活動 人権週間の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 学校公開週間 	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会による啓発活動 人権週間の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 学校公開週間 	<ul style="list-style-type: none"> 学校公開週間 	<ul style="list-style-type: none"> 学校公開週間
早期発見	<p style="text-align: center;">日常的な生徒の観察・教職員間での情報交換</p>											
	<ul style="list-style-type: none"> 学級面談(1) 生活アンケート(1) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級面談(2) 生活アンケート(2) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級面談(3) 生活アンケート(3) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級面談(4) 生活アンケート(4) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級面談(5) 生活アンケート(5) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級面談(6) 生活アンケート(6) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級面談(7) 生活アンケート(7) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級面談(8) 生活アンケート(8) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級面談(9) 生活アンケート(9) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級面談(10) 生活アンケート(10) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級面談(11) 生活アンケート(11) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級面談(12) 生活アンケート(12)
	<p style="text-align: center;">生活アンケート実施後の面談</p>											

学校いじめ防止対策委員会が行うべきこと

●教職員に対して

- 教職員に対し、いじめの定義やいじめの解消の判断など周知をしている
- 事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修を、年複数回実施している

●保護者・地域に対して

- 学校いじめ防止基本方針を、入学時・各年度の開始時に生徒・保護者等に説明している。
- 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、保護者や地域住民が確認できるようにしている
- 中学校が、いじめの相談窓口であることを周知している
- いじめの認知が「0」の場合、生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認している

●未然防止に向けた取り組み

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行っている
- 具体的な年間計画を作成し、実行している

●取り組みの見直しについて

- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているのかについて、点検・見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行っている
- アンケート用紙や調査の仕方、面談の方法、いじめ事案の情報共有のあり方などを検証し、見直しを行っている

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- いつも誰かの机が曲がっている
- グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある
- ロッカーの中が乱れていたり、掲示物が破れていたりする
- 特定の子どもに気がつかっている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 特定のグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ささいなことで冷やかすグループがある
- グループ分けをすると特定の子どもが残る

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- あいさつに対してはっきり反応しない
- 周囲からあいさつをされない
- 登校時間が遅くなっている
- 遅刻・欠席が増えている
- 早退や一人で下校することが増えている
- 表情が暗く、うつむきがちになる
- 体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする
- 服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしている
- 持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされていたりしている

●授業中・休み時間

- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が低下し、忘れ物が多くなる
- プリントが配布されない
- 班編成をしたとき、孤立する
- 学習用具がなくなる
- 発言すると、周囲がざわつく
- 教職員の近くにいたがる
- 一人でいることが多い
- 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる
- 意味もなく廊下を歩いていたり、用もないのに職員室などに顔を出したりする

●給食・清掃の時間

- その子が配膳すると、嫌がる素振りをする
- 会食するとき、机と机の間に隙間がある
- 食べ物にいたずらをされる
- 会食中に周囲の会話に入ろうとしない
- 盛り付けが極端に多かたり少なかたりする
- 一人で掃除や後片付けをしている
- その子の机やいすを運ぼうとしない
- みんなが嫌がる仕事をいつもしている
- 先生と視線を合わさない
- カッターなど危険な物を持ち歩く

いじめている子

- 多くのストレスをかかえている
- 悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直の受け取れない
- グループで行動し他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに威嚇する表情をする

いじめの認知から早期対応に向けて

●日常の行動・表情の様子

- 「いじめ早期発見のためのチェックポイント」などを活用し、わずかなサインを見逃さないようにしている
- ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まず、または対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談している

●アンケートおよび個人面談

- アンケートを年間計画に位置づけ、定期的実施している
- アンケートは、欠席者や不登校生徒などに対しても、もれなく実施している
- アンケートの結果は、複数の目で確認している
- 記入後のアンケート用紙を保存している（5年間）
- 個人面談の機会をもっている
- 個人面談では、安心して話ができる環境をつくっている
- アンケートや個人面談の結果が蓄積され、毎年引き継がれている

組織的な対応に向けて

- アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している
- 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている
- いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している
- いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している
- 被害生徒を守り通すという意識で対応している

重大事態への対応について

- 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たっている
- 記録をきちんと残している
※重大事態の場合、アンケート等も含め、記録は少なくとも5年間は保存することが望ましい。記録の廃棄については、被害生徒・保護者に説明の上行う
(いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより)
- 記録の引き継ぎがきちんと行われている